短　報

自然観察指導員検定制度に反対する

千　地　万　造（大阪市立自然史博物館館長）
布　谷　知　夫（大阪市立自然史博物館学芸員）

日本自然保護協会は，ここ数年間普及委員会（制度検討委員会）で検討してきた「自然観察指導員検定制度」を昨年（1978年）より発足させ，これまで三回の講習会を行ってきた。自然教育をどう進めてゆくべきかが大きな課題としてとりあげられている折であり，今後，協会の中心的な事業として進めてゆく予定のようであるが，私達はこの制度の実施には，自然観察会を行ない，そのあり方を考えてきた立場から，いくつかの理由で反対である。関西においても近く講習会を開く計画があるそうであり，質問を受ける事もある。しかしこの制度に対する意見が公にされた例がまだないと思うので，ここに私達の考えを明らかにしておきたい。

この制度をめぐる問題は，自然教育，あるいは自然保護教育とはどのような性格を持ったものであり，どうすすめてゆくべきかという点と，「検定制度」をめぐる問題とがある。その他にもいくつかの問題を含んでいるが，できるだけ問題をしぼって考えてみたい。

制度の内容

まずこの制度の内容を紹介したい。現在までこの制度については，機関誌「自然保護」に4回掲載されており，一般的なアピールの記事もあるが，No.194（1978年7月）のものは発足の記事で（「あすの自然保護の推進役　日本で初の自然観察指導員検定規定発足」），その目的や検定規定が載っている。主としてこの文章を中心にみてゆきたいが，実は具体的な運用については細かな規定はなく，制度はできたものの，これからどうなってゆくのかは不明な点がいくつかある。

この記事は3ページにわたっており，まず制度についての説明がある。この制度の目的は，自然観察についての社会的な要請が強くなる中で「この観察会運動を支えている指導者の社会的な信頼を高め，一層の励みとなる全国的な体制の整備」があげられ，認定の方法については，講習会を受け，協会が委嘱した検定委員会の審査を経て公認・登録される。なお，講習会は協会が主催するもの，自治体が主催するもの，協会が指定した自然保護団体が実施するもの，の三種がある。以下に認定された指導員の活動の場や内容・資格についてふれてある。ここには，この制度の考え方等が述べられているが，同時に掲載されている規定には，制度の目的，指導員の認定方法，種別などがある。

規定の第1条には「この規定は，自然観察指導員を養成し，その資質の向上をはかり，自然保護思想の普及と自然保護運動の発展に資することを目的とする。」とあり，指導員は自然観察準指導員，自然観察指導員，自然観察上級指導員，自然観察顧問指導員の四種がある（第4条）。検定については，協会が委嘱した7人以上11名以下の検定委員によって検定及び認定を行う。四種の指導員は主として経験によって分けられ，準指導員と指導員は講習会を受けて書類審査，上級指導員は一定年数の経験をへた者について講習会を受け，書類審査，筆記考査，実技考査を受ける。顧問指導員は，「指導員養成に貢献したもの，会長が特に認めて推薦したもの。」であり，書類審査がある（第13条～16条）。それぞれの審査に合格したものは，認定料と登録料を納付し（第17条），この登録は3年ごとに更新し，この間に1回以上の研修会に参加しなければならない（第18条）。なお，指導員と上級指導員は「協会指定団体の代表，協会支部長もしくは理事長が特に認めて推薦したもの」には講習会が免除される。

以上がこの制度のあらましである。

実はこの制度が，指導員を養成することが主な目的なのか，それとも社会的に認められる制度を作ることが目的なのかよくわかない。もちろん，この二つを分けてしまう事はできないのだが，先の規定では明らかに指導員の養成と資質の向上をあげているのに対し，その説明の文章では「指導者の社会的な信頼を高め，一層の励みとなる全国的な体制」という制度の点が強調されているようなニュアンスを受ける。この二つはかなり意味あいのちがう事である。というのは，この制度は「教育」を目的にあげながら，その点での考察がほとんど見られないという問題を含んでいるからである。

昨年10月に行われた関東講習会の内容をあわせて紹介しておきしたい。（自然保護No.196）

1日目　講義（2時間）自然の保護。自然と人間のかか

わりあい，自然保護の考え方・歩み・具体的方法

2日目　講義（2時間）自然のしくみ。生物の生活，生態系

3日目　講義（2時間）自然の観察。自然保護教育，自然観察の目的，基礎

4日目　講義（2時間）自然の観察。自然観察の指導法

5日目　講義（2時間）自然の観察。自然観察会，自然教室の組織と運営

6日目　実習（3時間）野外実習

7日目　実習（7時間）野外実習

指導員の養成という点について

まず自然観察ということにふれておく。自然観察運動は学校での理科教育に対する批判としてあらわれたものである。現代では，これは必然的に自然保護運動とむすびついた。つまり子供の健全な発育のためにも，同時に自然に親しむ中で健康な価値観を養なうためにも，自然教育は欠かすことができないと考えられる。現在多くの団体が観察会を行っており，会の目的や主旨によって内容は異なるが，共通しているのは，野外へ出ることと，自然を前にして，子供に驚きや感動を与え，自然について勉強するきっかけを与える，という事であろう。その段階をへて，自然についての知識，自然のしくみとはたらきについて学ぶことになる。もちろん人によってはいろいろのすすみ方があるだろう。知識を通して自然の複雑さ，多様さを知る場合も多い。そして，この分野では自然が好きであるという事は，基本的な基準になる。

このように自然教育は従来の理科教育とは，仮りに目的は同じであったとしてもその方法は異るものであり，必然的に，その指導者に要求されるものは，自然に関する知識だけではすまないし，また技術でもない。短時間の講座だけで伝えられるものではない事はよく知られている。

ある場合には，またある程度までは，だれでも指導者になれる。しかし，教育効果を考えるなら非常にむずかしい仕事である。つまり自然教育に対する情熱と自然に対する深い知識と経験が要求される。ここで言う知識とは本から学んだ知識ではなく，自分が観察して確かめ，研究した結果でなくては，まったく役に立たない。このように，自然教育には非常に特殊な面があり，このために，なかなか指導者が育ってこなかったのである。

この「情熱と知識」は，今回計画されている講習のようなものだけで身につくものではない。どのようにすればより多くの人が自然観察の指導者になり得るのかを考える事こそが必要である。今回の教育内容は，指導者の養成という面から見るかぎり，またテキストとして作製された「自然観察指導員ハンドブック」を見るかぎりでは，教科書の内容が変わっただけで，従来否定しようとしてきた理科教育とまったく同じ発想の教育をしようとしているといわねばならない。

教育大学の生物系を出た学生に観察会の指導ができるだろうか。知識だけから考えてもおそらく不可能であろう。現実に学校の生物の先生ですら，大部分の方は観察会の指導はできないのである。ましてや，今回の制度のような20時間程度の講義と実習では，とても指導者の養成は不可能である。あえてつけ加えておくなら，講義の中心になっていると思われる生態学的な知識（自然のしくみとはたらき等）は，実際の個々の生物とむすびつかないかぎり，同じ会で継続的に指導する場合，最初の1回はともかく，次からの観察会ではほとんどが役に立たない。

協会から聞いている話では，この制度はこれまで全国各地で観察会の経験のある人達を主な対象としているのではなく，新しく人を養成し，観察会の幅を広げてゆくことを目的としているそうである。もしそうならば，なおさらこの内容では無理であろう。1つのきっかけにするためであれば有意義である。しなし，それならば「指導員」としての「資格」などにはむすびつかない。

各地の団体が指導者の養成でこまっているという事実はある。あえて言うならば，先に述べた「だれでも指導者になれる」という面のみが強調され，「自分の観察と研究にもとずいた知識」がおろそかにされてきた結果であろう。数年間は互の知識を交換できるためにうまくゆくが，しばらくするとみんないっしょになってしまって，指導者自身がマンネリになってしまうというケースが多いのではないだろうか。今必要なのは，具体的な材料で，何を観察し，どう会をすすめてゆくかという「教材」を数多く開発し，各地で実際に実践してみることであり，その交流と記録を蓄積してゆくことである。これこそ自然保護協会が中心になってすすめるべき課題ではないだろうか。

各地の自然観察会や青少年団体のリーダーたちは，何年もの経験のある人達が，どうすれば自然観察会をすすめることができるのか悩んでいる。いったい何が求められているのかを考えなおさなくてはならないのではないだろうか。今回の制度はこれに答えるものではないと思う。

「制度」について

こうして考えてみると，その目的が指導員の養成であるにもかかわらず，この制度は人を養成するためには新らたに貢献するものはなにもなく，逆にマイナスであると思う。もちろん単なる教育の機会と考えるなら，これまでやられてきたセミナーや講座等と変わりはなく，その機会が増える事は望ましいことである。

こうしてみると，今回の制度は，指導員の認定という「制度」だけが一人歩きをしているように思われる。この点について考えてみたい。

問題は，なぜ4種もの指導員をつくり，その認定をする必要があるのか，また，その認定を，なぜ自然保護協会が行うのか，という点である。すでに述べたように，自然観察の指導者は，だれか，あるいはどこかの機関に認定してもらうというような性格のものではない。認定を受ける以上，より積極的に“得になる”ことがなければならない。そうでなければ実質的に，すでに深い経験のある人に対するエリート的な称号を与えるという事にもなりかねない。

唯一の利点は，社会的に活動しやすくなるという点であろう。協会もこの点を強調しているようだ。もし，この制度が社会的に認められてくるならば，その面はあるだろう。これまで自然教育について努力してこられた学校の先生などは動きやすくなるかもしれない。しかし，それならばなおさら，協会等の講習を受けて認定されるというのは不合理な話である。また，この点には深く立入らないが，現在の学校教育の問題をあいまいにしているという点で誤りである。また，この点でメリットがある人達は，現在のところ自然観察にかかわりを持っている人達のほんの一部であり，大部分の人は，自分の会を持ち，どう会をすすめていけばいいか考えている人達であろう。この人達には，まったくメリットはない。

逆にこの制度によるマイナス面が大きい。この制度が「自然保護の基礎的な認識を備えている資格として位置ずけられ，国，自治体の置く自然保護関係の指導員の委嘱の基礎的な資格として採用されることを期待」（自然保護№194）した場合，現在の日本の情勢では，この資格は形骸化してしまう危険が非常に大きい。

そればかりでなく，この一文は，自然保護および自然保護教育のあり方について，考え方を異にする人々を排除し，協会が認定した人々だけを自然保護行政に参加させようと意図していると言われても弁解の余地はないであろう。一方では同記事中に「指導員には腕章・バッチ・公認証明書などが渡されます。指導員の身分や社会的な地位など特別なものが得られるものではありません。また，それを求める制度ではないことはご理解いただけると思います」とあり，引きつづいて前に掲げた一文が記されている。この間の関係はどうなるのであろうか。身分や社会的な地位など特別なものを求めないのは各個人のあり方であるが，協会としては，そのような人を国・自治体などに各種の自然保護に関する指導員として積極的にすいせんするのだと言うことであろうが，それではいかにも手前勝手な理くつである。

世の中には，本当に深く自然保護について考え，なやみ，そしてまがりなりにも一生けんめい保護運動をしたり，子供たちに自然保護のための教育として自然観察を実践している人たちがいる一方，うわべだけ自然保護を唱えてはいるが，本心は腕章を腕に巻き，バッヂを胸につけ，行政の中で発言力をもつことによって社会的な地位をえたい人がゴマンといるのである。本当になる必要のある人がなかなかなれないで，このような人にとって都合のいい制度になってしまうのではあるまいか。

またこの制度が資格として認められた場合，当然行政の側にとって利用しやすいものとなるだろう。例えば，公の施設等の借用の際の条件に資格を持った指導者がいる事をあげられるようにならないだろうか。資格を持っていなければ自然観察について発言できないように，自治体が市民団体をしめ出すための口実として使われる危険性がある。この制度が広く社会的に認められる事を望むならば，当然の結果である。これは明らかに現在の市民運動の立場に逆行するものである。

国外の自然保護団体にはこの種の制度があると聞いているが，自然保護運動の歴史のちがい，さらにもっと大切なことはその土壌である社会的条件や民族性のちがいを無視して形態だけを模倣しても害あって益少しと言わざるをえない。もちろん国内でも日本体育協会，ボーイスカウト日本連盟，日本山岳協会，日本レクリェーション協会等々では指導員の制度がある。これらの多くはそれぞれの団体内部に向けての指導員であり，あるいは個人的な好みにかかわる内容である。また，外に向っている場合には，それは技術的なものであったり，危険防止のためのボランティアとしてのものである。ところが今回のものは，社会的な影響力を持つ事が意図され，またそうでなければ意味がなくなる制度である。自然観察の指導は単なるテクニックの指導ではない。それは自然保護のための教育のジャンルであり，短期間の速成講習会や，それによる格付けではすまされない困難な問題をかかえていることはすでにのべた通りである。

ではあるが，本当に「あすの自然保護の推進役」を期待して，「自然観察活動の輪を広げる」ためには指導員の養成は重要であることに異存はない。そしてその推進役として日本自然保護協会がその困難な仕事に立ち向うことはいい。

しかし，認定制度は賛成できない。この制度は各地できっと不協和音を生み出すであろう。行政に協力する者だけが腕章とバッヂをつけ，行政に批判的な者をモグリの自然観察指導者として排除するたいへん危険な傾向が生れる芽をふくんでいる。私共はこれまで，大阪・奈良・和歌山など自治体の行政には，自然保護のための調査や，あるいは自然環境保全条例の制定，その後の審議会など，いろいろ協力をおしまなかったし，今後も必要な協力はしてゆくつもりである。しかし一方では具体的な施策についての批判も積極的に行って来た。企業に対しても同じである。

いろいろな立場の人が正しい自然観察に眼を向けることが大切なのである。そのためには協会が良いテキストをつくり，よい講習会を各地で多く開き，その中で育った人が，腕章やバッヂを付けることを求めず，自発的にそしてそれぞれの立場で自然観察の輪を広げ，その経験と成果を交流し，「自然保護のための教育」の理論を高め，実践をつみ重ねることに眼目をおかねばならない。

このような考えに立てば，日本自然保護協会の目的とする「自然観察活動の輪を広げる」ための手段としてつくり出された「自然観察指導員検定制度」は，目的の達成を阻害することになるであろう。協会はこの制度発足に当って，しばしば，「……協会が新しく指導者を認定してゆくことによって，従来からの指導者の方々が「ライセンス」がないというような何らかの形で活動からしめ出され，結果として，活動を阻害するのではないかと恐れ」決してそのような性格のものでないといいわけじみた表明をしている。そしてそのあかしとして，「自然保護団体などで従来から指導員として活動している方々は，所属団体長などの推せんにより講習会が免除されます。また各地で指導的な立場にある方も協会もしくは，協会指定の団体の推せんにより上級講習会が免除されます」（自然保護№194，P．4）とのべている。所属団体長とは何だろうか。

このことは規程の中では示されないままで，「協会指定団体の代表，協会支部長，もしくは理事長が特に認めて推せんした者」となっている。従来から活動して来た人はこのようにして救済し，ライセンスを与えるのだからよいではないかということであろうが，このことそれ自体が，はしなくも，協会の中央集権的，権威主義的発想を露呈していると私共はみている。

あすの自然保護の推進役を自然観察指導員に期待するならば，そしてまた，そのために自然観察活動の輪を広げようとするならば，協会は全国各地で地道に活動し，なやんでいる人たちをたすけるために本当にその人たちが参加してよかったと心から思えるような講習会を献身的に行うという謙虚さがもっとも大切である。指導員を認定するという制度は百害あって一利なしと言わざるをえない。

おわりに

この制度はすでにスタートしており，すでに3回の講習が行われ，新聞紙上でも紹介された。しかし少くとも関西で自然保護運動をすすめている人達の間では反対の意見を持つ人が多い。私達は，自然教育を仕事の一部としている関係上，問い合わせを受けることもあり，意見を述べておく必要を感じた。

要するに，単なる自然に関する教育・研修の機会としてならばともかく，それが社会的な資格とむすびついた制度である以上，私達は反対の立場をとる。これまでつづけられてきた自然保護教育をすすめる運動にとってマイナスになる点が多いからである。

なお，筆者らは，日本自然保護協会関西支部の事務局を担当しているものである。

（1979．3．1）

自然保護ニュース

「大台ケ原山の自然保護と利用への提案」の紹介

谷　　幸　三（大台ケ原・大峰の自然を守る会）

大台ケ原山は，台高山脈の南端にあたり，奈良県と三重県の境に位置する。最高峰は，海抜1695mの日出ケ岳で東大台，西大台と準平原が広がっている。東は大杉峡谷，南は東ノ川の峡谷，北西は吉野川と三方へ水を注ぐ分水嶺ともなっている。東大台は，トウヒ林に代表され，午石ケ原，正木ケ原と平地が続くが，大蛇岩のような急崖な地形もある。この東大台は，大正年間にリュウブ地域496haの伐採があり荒廃したが，極相林に向って